

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 3 月 15 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 16 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 17 号 指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 18 号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 19 号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 20 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 21 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 22 号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 23 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 24 号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 25 号 関ヶ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定について
- 日程第 13 議案第 26 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 27 号 関ヶ原町立保育所児童通所費助成に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 15 議案第 28 号 関ヶ原町立小学校児童通学費助成に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 16 議案第 29 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 30 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 31 号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 32 号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第33号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第34号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第35号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第36号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金について
- 日程第24 議案第37号 令和6年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第25 議案第38号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第39号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第27 議案第40号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計(直診勘定)予算
- 日程第28 議案第41号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第42号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第30 議案第43号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第44号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算
- 日程第33 議案第46号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第47号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算(第9号)

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

(追加日程)

追加日程第1 町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員(8名)

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
教 育 長	渡 邊 勝 敏 君	参事兼総務課長	澤 頭 義 幸 君
企画政策課長	高 木 久之郎 君	地域振興課長	難 波 真 哉 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	福 安 健 司 君	住 民 課 長	西 村 克 郎 君
産業建設課長	兒 玉 勝 宏 君	水道環境課長	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳 永 英 俊 君	介護事業課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	山 田 勝 君	西 消 防 署 長	桐 山 潤 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関 東 正 晃	書 記	高 木 聖 敏
書 記	小 寺 由 香		

開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、6番 松井正樹君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口輝男君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

1番 北村一磨君。

〔1番 北村一磨君 一般質問〕

○1番（北村一磨君） 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問項目、デマンドタクシーのテスト運行について。

質問要旨、デマンドタクシーのテスト運行が令和5年1月より開始され、テスト運行期間終了日の令和6年3月31日まで残り僅かとなりました。約1年間のテスト運行を終え、現在の状況として、以下3点をお伺いします。

1. これまでの利用者数。2. 運賃料金500円に対する利用者の意見。3. タクシー事業者からの意見。

以上を踏まえ、今後の運営に関して町長のお考えをお伺いします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） デマンドタクシーの運行についてお答えします。

現在、町内ではふれあいバスを定期的に運行しているところですが、新たな移動手段として令和5年1月より高齢者の方などが気軽に外出できる手段として岐阜県タクシー協会西濃支部と契約し、デマンドタクシー事業を試験的に運行しております。

さて、本事業についての御質問ですが、まずこれまでの利用者数についてですが、令和5年1月より試験的運行を開始しまして、令和4年度3か月の利用者件数は合計43件、月平均14件、令和5年度、こちらは2月までの数値でございますが382件、月平均34件となっております。

続きまして、料金500円に対する利用者の意見でございますが、利用者の方からタクシー運

転手の方に運行開始当初、もう少し安くないかという御意見もあったと聞いておりますが、今年度に入ってから特段意見がないのが実情でございます。

次に、タクシー事業者からの意見につきましては、当町のデマンドタクシー事業の趣旨を御理解いただき、特に問題なく運行していただいているところでございます。試験的運行開始当初は、町民の方に浸透しておらず利用者は限られておりましたが、今年度対象者にチラシの配布や公共施設などにポスターを掲示して広く周知したところ、一定の事業周知はできたと感じておるところでございます。つきましては、来年度より日曜、祝日も運行可能にし、本格運行を実施していきたいと考えており、タクシー事業者と協力し、利用者にとって利便性がよくなる事業を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔1 番議員挙手〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） 利用者数に関してなんですけれども、テスト運行開始当初の見込みに対して、現在利用者数が多かったのか、それとも少なかったのかというのをお聞きしたいのと、あと運賃料金に関してですが、岐阜市では中学生以上300円、70歳以上は240円、また障害者の方は150円、小学生以下ですと150円で障害者の方は80円という料金体系になっております。それに加え、関ヶ原町の利用者対象者に関してですが、75歳以上の方ですとか、身体障害者の手帳とかを持ってみえる方というふうにご利用者が限られているのと、それに対して町内500円という運賃なんですけれども、ほかの一般的なこの300円とかというような金額に今後していく予定はあるのかというのをお聞かせください。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 現在、当町ではデマンドタクシー以外にふれあいバスを運行しております。併用して運行する間については、この500円で進めていきたいというふうを考えておりますし、今後においては、町内移動に関してどうするのが一番適正かということも踏まえていろいろ検討をしていきたいというふうを考えております。

人数についてですが、開始当初より少ないと、想定した数より少ないというふうには感じております。

○議長（谷口輝男君） これで、1 番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、5 番 田中由紀子君。

〔5 番 田中由紀子君 一般質問〕

○5 番（田中由紀子君） それでは、御指名をいただきましたので、認定こども園の給食調理業務外部委託の問題点について。2つ目は、学校でのパワハラ問題に対する教育委員会の対応に

ついて。3点目は、地震災害対策について質問を行います。

1. 認定こども園の給食調理業務外部委託の問題点について。

昨年11月22日の議会全員協議会で、認定こども園の給食調理業務を外部委託する旨が報告されました。その後、12月1日付の町ホームページで委託業者の公募を行っており、議会での議論が全く保障されない日程でした。行政施策の重要な変更について、これまでは議会に諮り、問題点を出し合いながら賛成、反対の意見を聞いた上で進めるのが常だと思っていました。こうした進め方について行政としてまずかったのではないかと思います、お考えを伺います。

次に、子どもたちに安全で豊かな給食を提供するという観点から、調理業務の外部委託の問題点について、下記の点を伺います。

①委託業者は民間ですから利益を上げることが求められます。そのために、献立の内容を変える、食材費を抑える、労働コストを抑えるなどが心配されます。どれを取っても子どもの給食に影響を及ぼすことになります。このような心配についてないと明言できますか。

②全国では給食の食中毒や異物混入などがニュースになります。調理員の皆さんが大変な注意を払って、そうした事態が起こらないよう努力をしておられます。しかし、万が一外部委託で何か起きたとき、その責任はどこが持つのでしょうか。賠償問題などの規定はありますか。

③食育という観点から、保育士と調理員が一体となってコミュニケーションを取り、進めておられます。外部委託となれば請負になり、直接調理員に指揮監督することは法律上できないと思います。現場で保育士と調理員のやり取りに制限があるようでは、園としてもやりづらくなるのではないのでしょうか。

今回の外部委託を選択した理由に、調理員の確保が困難との説明がありました。それは、民間業者にも起こり得ることで、外部委託が解決の道ではないと思います。私が二十数年前に議員にならせてもらった当時は、調理員は正職員でしたが、人件費削減の波に飲まれて、現在は全員が会計年度職員です。激務な作業や責任の重さから、会計年度職員では割に合わないと考えます。

また、逆にパートタイムで働きたい人にとっては、大変な仕事ということで気軽にできないということではないかと思います。職場に1人は正職員を配置し、責任者として位置づけることが人材の確保、専門性、継続性につながると思います。子どもたちの給食は直営で責任を持って提供するため、給食業務に正職員を配置すべきだと思いますが、伺います。

大きな2番、学校でのパワハラ問題に対する教育委員会の対応について。

前年度の関ヶ原中学校で起きたパワーハラスメント問題について、県教育委員会が当時の校長を懲戒処分したことを発表し、謝罪しました。人事権は県教育委員会にあるものの、直接の指導監督をするのは町教育委員会です。教職員が心身共に健全、健康であってこそ子どもたちによりよい教育を保障できるものであり、町教育委員会は、教職員の能力を十分に発揮できる

ような勤務環境を確保する責務があります。その観点から、今回の問題にどう対処してきたのか、指導監督責任がある町教育委員会としての見解並びに再発防止の対策を伺います。

大きな3番、地震災害対策について。

能登半島地震で被害に遭われた方々にお見舞いとお悔やみを申し上げます。

地震はある日突然襲ってくるだけに、日頃の準備が大事だと改めて思い知らされたところです。災害対策については、これまでも多くの議員が取り上げておられますので、絞って質問をいたします。

①福祉避難所について。

福祉避難所は、要配慮者と言われる高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方が利用し、相談、助言、支援を受ける体制が整った避難所です。一般の避難所での生活が困難な方の関連死や症状悪化を防ぐためでもあります。東日本大震災後に内閣府が示したガイドラインでは、平時における取組が示されています。それに沿ってお伺いします。

ア、福祉避難所の対象となる方の概数。

イ、福祉避難所は、現在やすらぎとかわせみにお願いしているとのことですが、やすらぎは一般の避難所にも指定されています。福祉避難所としての機能が果たせるのでしょうか。

ウ、介護用品、衛生用品、酸素ボンベなどの備蓄が求められますが、現状はどうなっていますか。

エ、福祉避難所の設置、運営訓練はされていますか。

②水とトイレについて。

次に、今回の能登半島地震では、特に水とトイレが困ったと報道されました。災害時に活用できる水の確保にセーフティタワーが関ヶ原小学校と役場に設置されています。災害時には、そのタワーから避難所や各地域に水を供給するものと思いますが、どういう手段、方法で行われるのか伺います。

トイレの問題は大きな課題です。携帯用トイレの備蓄や関ヶ原中学校には、マンホールトイレが設置できるようになっていると思いますが、現状を伺います。

③体育館のエアコンについて。

最後に、避難所となっている体育館にエアコンの整備を求めます。災害時はもちろんのこと、平時でも夏場の危険な暑さから熱中症を防ぐ効果があります。神戸町は、準備、整備を進めていると聞きました。体育館にエアコンを設置する場合、令和7年度まで国の緊急防災・減災事業として7割を交付税措置するメニューがあるとのこと。ぜひ検討していただきたいが、伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

私からは、認定こども園の給食調理業務外部委託の問題点についてお答えをさせていただきます。

まず冒頭の事務の進め方について、行政としてまずかったのではないかと御指摘でございますが、議会全員協議会場で御説明をさせていただきましたが、今回の委託業者の募集にしましては、予算成立前の準備行為として予算が成立しなかった場合は、契約を締結しない旨を要件として公募をさせていただいており、議会での議論の余地を阻害するものではないと考えております。

また、今回の給食調理業務の外部委託を本格的に検討した経緯として、現状のままでは、次年度の給食提供体制の確保が非常に厳しい状況であったことにあります。町では、かねてより人材の確保に苦慮しており、調理員の募集は毎年実施をしてきましたが、応募は少なく、採用された方も短期間で退職をされることが続き、保育士が給食室で調理補助を行わなければ給食が提供できない状態が続いておりました。原因としては、老朽化した設備で大量の食事を短時間に作る業務が経験のない方には負担が大きかったのではないかと考えております。

令和5年の9月定例会で人材派遣業務の補正予算をお認めいただき、門戸を広げ人材の確保を図ったところでありましたが、非常に厳しい状況が続いておりました。今回の給食業務の委託は、次年度以降も安定的に給食を提供することが最優先事項であると考えてのことでございますので、御理解をいただければと思います。

次に、1つ目の子どもの給食への影響についてでございますが、給食の献立は、これまでどおり管理栄養士の下、各年齢における発育に必要な栄養量を基に作成され、毎月実施する給食委員会において両方で協議をすることとしております。献立についても、給食を専門とする会社が培ってきた人気メニューや工夫が取り入れられるのではないかと考えております。問題点等があった場合は、都度改善をしながら進めていくこととなりますので、そのような心配はないと考えております。

2つ目の食中毒や異物混入が起こった場合の責任の所在、賠償問題についてでございますが、契約書において損害賠償責任の規定を設けており、町の責めに記すべき事由により生じたもの以外は委託業者の負担としております。

また、衛生管理、異物混入対策については、委託業者の独自マニュアル等に基づき実施されることとなりますので、より厳格に対応されるものと考えております。

3つ目の現場で保育士と調理員のやり取りに制限があるとやりづらいのではないかとについてでございますが、契約上、2園を統括する管理栄養士、各園の調理業務責任者に対して、業務に関する指示ができる旨の規定を設けております。

また、今回の委託業務には、遠足や避難訓練、運動会、食育活動などの保育園行事への参加も含めており、それらの業務を通じて、これまでのような関係性を築きながら給食調理業務をより円滑に進めていけるような配慮をしたところでございます。

給食業務委託は、園内の調理室で委託会社に採用された方が調理を行うもので、園内調理についての変更はありませんし、委託会社において安定的な職員の確保、衛生管理及び給食のクオリティーを一定に保っていただけるのであれば、メリットは大きいと考えております。

次に、給食業務に正規職員を配置すべきとの御指摘でございますが、給食の調理師に限らず、町では人材不足の傾向にあり、特に資格が必要な専門職は応募が少ない状態でございます。限られた職員で恒久的なサービス提供を維持していくことが最優先課題であると受け止めておりますが、今回、給食調理を業務委託にすることにつきましては、長年の調理師不足と職員の高齢化の問題を解決するためでございます。

新しく建設予定のこども園では、より快適に調理ができる調理室を整備する予定でございます。完成までは現在の環境で給食を提供しなければならないため、人材不足解消のため、派遣業務委託を取り入れようとしたしましたが、人材確保ができなかったため、最終的に給食業務委託を導入することとしたものであり、新たな職員を採用することはありません。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） 私からは、学校でのパワハラ問題に対する教育委員会の対応について御答弁申し上げます。

既に報道等で御存じのとおり、大垣市立一之瀬小学校校長が、令和4年度に校長として勤務していた関ヶ原中学校において、所属職員3名に対し当該職員らの勤務環境を害する言動を行ったことにより、令和5年12月22日付で懲戒処分となっています。

このことについては、児童・生徒や保護者の皆様、地域の皆様の信頼を裏切るものであり、町教育委員会としては大変重く受け止めています。とりわけ当該職員はもちろんのこと、学校に勤務する全ての教職員の勤務環境を害することにもなり、大変申し訳なく思っているところでございます。

本事案について、町教育委員会では、本町立学校校長在任時での言動であったことから、昨年度本町に在籍していた全教職員から聞き取り調査を実施し、調査結果を現在の服務監督権者である大垣市教育委員会に伝えています。

また、調査と並行して今年度7月にこれまでのハラスメントに関する指針を全面的に見直し、職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領を制定しました。この指針及び運用要領については、町内全教職員に配付し、周知しております。さらには、庁内実施諸会議や研修会において、ハラスメント等に対する意識啓発のさらなる拡充とハラスメント相

談に対する対応について指導してきたところでございます。

今後も教職員の声を真摯に受け止め、働きやすさ改善の取組、互いの人格を尊重するハラスメントのない良好な職場環境の維持や行政に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 失礼します。

私からは、地震災害対策について答弁させていただきます。

まず、福祉避難所についてでございますが、福祉避難所とは、通常の避難所での生活が困難な住民、いわゆる要配慮者を受け入れる二次的な避難所です。社会福祉施設を指定する場合、避難所以外にふだんから利用されている方がいる施設となりますので、災害発生後に町が被害状況や利用状況など受入れの可否を確認した上で支援を行うこととなります。

御質問の対象となる方の概数につきましては、災害時の避難行動要支援者名簿の登録者数としまして、対象者概数は約1,000人を想定しております。

また、福祉避難所の有効性につきましては、かわせみは有料老人ホームとして高齢者を5名程度の受入れを想定し、やすらぎでは100名程度の受入れを想定しています。災害発生時の避難先としましては、まず指定避難所に避難していただき、要配慮者の心身の状況を聞き取り等によって確認した後、家族等の支援者の方により福祉避難所へ移動していただくものとなっています。

しかしながら、対象者全員が移動できるものではなく、さらに福祉避難所においても介護者が配置されているものではないため、引き続き家族などによる支援をお願いすることとなります。こうしたことにより、福祉避難所の機能が十分に発揮されているとは言い難い現状ではございますので、引き続き防災分野と福祉分野において情報連携を行いながら施設、設備の充実に努めてまいりたいと思っております。

町としましては、災害時の業務を円滑に進めるため、早急に医療機関への移動が必要となる方や福祉避難所への移動が必要となる方の候補者名簿の作成を検討しています。町が確認できる身体障害者手帳や要介護認定状況の資料のほか、町が所持していない難病の方の情報把握も含め、準備を進めていきたいと考えております。

次に、介護用品、衛生用品、酸素ボンベ等の備蓄の現状でございます。介護用品では、段ボールベッドを50セット、おかゆを900食、衛生用品関係では、大人から子ども用のおむつ約3,000個、乳児用の液体ミルク336缶、哺乳瓶約400個などを備蓄しております。また、車椅子については、各公共施設に配備しております。また、酸素ボンベについては、隣接する診療所において常時5本から6本備蓄しているほか、医療用品も備えておりますので、診療所と連携を図り、有事に備えております。今後も必要な物資について検証し、継続的に備えてまいりた

いと考えております。

次に、福祉避難所の設置、運営訓練についてでございますが、診療所及びやすらぎの職員を対象とし、避難所準備資材の搬入、そして要配慮者の避難スペースの確保、段ボールベッドや間仕切り、テントの設置などの設営訓練を実施しております。今後においても、要配慮者の把握、避難スペースへの誘導、健康状態の確認方法など開設準備から受入れまでの一連の行動を検証し、有事の際、速やかな福祉避難所の開設、運営が確実に機能する体制を構築するよう努めてまいります。

次に、水とトイレについてでございます。

まず水についてでございますが、関ヶ原小学校及び役場内内の2か所に地上式非循環型の緊急用飲料水備蓄タンクであるセーフティタワーを設置しており、常時は防火用水に、また災害時には飲料水、生活用水と生活に不可欠な水を確保する貯水槽でございます。1基で40トンの備蓄水を確保しており、合わせて80トンとなり、リットルに換算すると8万リットルとなります。国が推奨する1人1日3リットルで換算しますと約8,800人分の貯水量となります。

御質問の避難所や各地域への供給手段でございますが、車載給水タンクでの運搬による供給やタワーから直接供給も可能ですので、別途必要に応じて飲料水背負い袋を500袋備蓄しております。

また、別途500ミリリットルのペットボトル保存水を現時点では1,440本を備蓄しており、避難所等へ支給するものとなっております。そのほかには、災害時における飲料水や食料、生活用品などの応援協力について、民間企業や自治体と協定を締結させていただいており、今後も災害時応援協定については積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、トイレに関する備蓄の現状でございますが、まず簡易テント式のトイレが29基、便座のみのものが20基、合わせて49基を備蓄しており、凝固剤等の使用回数は3,600回分となっております。

また、関ヶ原中学校に特化することなく、マンホールに直接設置するテント式のマンホールトイレは8基の備蓄状況でございます。新年度においても非常用携帯トイレの購入を予定しており、今後も継続的な備蓄に努めていきたいと考えております。

次に、体育館のエアコンについてでございますが、大規模な地震の場合、停電を想定する必要があります。現在では、停電時を想定し、発電機や蓄電池を電源とし、大型扇風機等を備蓄しており、対応するものでございます。

御質問の緊急防災・減災事業につきましては承知しておりますが、体育館のエアコン整備に関しては、文部科学省所管の補助事業もあると聞いておりますので、施設管理者である教育委員会や近隣の自治体の整備状況を鑑みながら検討するかどうか判断してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 質問項目 1 の再質問を許します。

〔 5 番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） まず、この進め方の問題ですけど、全協から公募まで非常に短期間だということと、やっぱり議会で委員会に諮ってもらって十分に議論をすべきだったというふうに思います。

それで、その内容について今回のプロポーザルやられたんですけど、応募業者は何者だったかということと、ホームページに株式会社名西フーズに決まりましたというふうに発表されています。この名西フーズの実績についてお伺いします。

昨年 9 月にホーユーという給食を提供している会社が突然仕事をストップしてすごい大問題になりました。学校の給食が突然に提供されないと、穴が空くという本当にびっくりするような問題が起きたわけですが、会社の破産が原因だったということです。やっぱり民間に委託するということは、こういうリスクがあるということではないでしょうか。その辺をお伺いします。

あと、調理員さんの意識も私やっぱり直営と委託とおのずと違ってくるんじゃないかと思うんですが、先ほどいろんな指示ができる旨の規定や行事にも参加するということも答弁されましたけれども、今までは本当に保育士さんと一体になって子どもたちにいい給食をとという気持ちで食事を一生懸命作ってみえたと思うんです。結局は保育士さんと協力関係、すごい密だったというふうに思うんですが、今後はその間に会社が入ってきますので、なかなかその先ほど答弁された規定があるとはいえ、やはりそこには今でとは違う、そういう関係になってしまうのではないかとというふうに心配されますが、その辺をお伺いします。

それから、こども園の給食業務に係る費用が、これまで 2,000 万円というふうに聞いております。新年度の委託料が 3,200 万円 で 1,200 万円 増えております。1,200 万円 あれば正職員 2 人 ぐらい雇えるのではないかとというふうに思いますが、なぜ委託料のほう が 1,200 万円 も 増えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません。失礼します。

まずプロポーザルの応募の業者数でございます。まず参加の意向確認という時点では 2 者ございました。実際に御提案をいただいたのは、そのうちの 1 者のみという最終的にはなりまして、プロポーザルに参加された業者数としては、先ほども議員おっしゃられました名西フーズさん 1 者のみということでプロポーザルをさせていただきまして、プロポーザルの御提案をお伺いして審査委員会のほうで審査をさせていただいて、契約に至ったということでございます。

また、次の名西フーズさんの実績でございますが、福祉施設、特別養護老人ホームとか、そういう福祉施設とこども園等をいろいろ多数請け負ってみえまして、福祉施設では約40事業所、こども園では約20園という実績をお持ちでございます。

また、3番目のホーユーさんですね、業務を破産されてということで困られたというお話がございましたが、当然そういうリスクがあることは承知しておりますが、今回の契約におきましては、万が一契約させていただく名西フーズさんがそういう万一のことになった場合に備えまして、代行保証人という方をまた別の業者さんが保証人という形で契約書の中でうたっておりますので、万が一のことがあってはいけませんが、そういうことになれば、その代行保証人さんのほうで業務のほうを継続していただけるという契約の内容になってございます。

4番目の調理員の意識、今の直営職員と委託業者で違うのではないかとということも御指摘いただいておりますが、今回、委託業者さんのほうで職員の募集をしてみえるんですが、その委託業者さんは、委託事業者さんと町との委託の仕様書の中で、現在の調理員さんが引き続き希望される場合は、優先的に雇用を、採用していただくという条項がございます。その中で、今の調理員さんも若干残っていただけるようなことも聞いておりますので、基本的にさほど変わらないスタッフ、保育士と調理員で今までどおりの園運営、調理業務の運営がされていくのではないかとということで、その辺については心配をしていないところでございます。

最後の給食調理業務が今まで2,000万円、人件費とか賄い材料費を含めてということと、今度委託業務3,200万円ということで、先ほど議員もおっしゃられましたように、やっぱり委託業務ということだと、もうその会社の経営、収益ということもございますので、今までどおりの費用でということではなかなか委託を受けていただけない。

また、職員についても、今までの賃金とは若干、今まで以上の継続してその職員を採用していただく場合は、今までと同等以上の金額で採用していただくというふうなことも申し添えておりますので、若干今の会計年度さんの報酬よりも条件のいい形で今後契約の継続をされてくるのではないかと考えられますので、どうしてもその辺、直営で進めていくよりは委託業務のほうを経費がかかるのはやむを得ないところではないかと考えております。よろしく願いいたします。よかったですかね。あと何かありましたか。

○議長（谷口輝男君） それでは、質問項目1の再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） プロポーザルの応募業者が1者のみということで、大変心配しています。それから、実績についてもいろんなところでやってみえるということで、逆にこれも心配だなというふうに思いました。

それで、今言われたのは、現在とほぼ変わらない人材が引き継がれるということですよ。

そうなりますと、これ委託する必要性があるのでしょうか。結局、人材確保がすごい大変なのはよく分かります。苦勞してみえることもよく分かるんですが、やっぱりその前提となるのは委託じゃなくて、町が責任を持って給食を提供するということがないと私は駄目だと思うんですね。大変だからもう民間に任せる。それではやっぱり町の責任が果たせないというふうに思うんですね。いろんなあまり表には出てきていませんが、いろんな異物混入の問題とか、いろいろ起きたりしているというふうにも聞いております。先ほどそのリスクの問題もありましたが、やっぱり民間に委託するというのは、町としては責任が持てないというふうに思うんですが、その部分、町としてやっぱり子どもたちにおいしい、豊かな安全・安心な給食を町が責任を持って提供するんだという、ここの芯の部分をやっぱり簡単に変えてはいけないというふうに思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず最初に、引き続き勤めていただけるような、誤解のような受け取りがされたと思いますけれども、今聞いている範囲では、もう次は辞めたいという人がほとんどだと。残りたいという人はあまり確認されていないということでございます。

そのような中で、町の責任として給食業務を続けていくというのは、非常に困難だという判断をいたしております。今このタイミングでといたしますか、昨年9月に人材派遣をお願いした時点で、そういった範囲を広げてでも人材を確保したいという思いから提案をさせていただいて補正予算も組んでいただいたところでございますが、そういった人材派遣の業者を募ってやっても該当するような手を挙げてくれる業者はなかったということから、緊急に、では委託という形で業者を募ってやらせていただきたいということで議会のほうにもちょっと時間的には足らなかったと、十分な協議ができなかったということに関しては、若干申し訳ないと思っておりますが、そういった状況の中で、委託業務を選択させていただいたと。それにつきましては、委託業務をやることによって給食業務を確保するという町の責任をそれによって何とか果たすということを考えたわけでございますので、委託することが責任の放棄だという考えは、私は違うと思っております。

そういったことから、業者によってきちっと給食業務を執行していただくということをお願いするところでございますが、議員御指摘のように異物混入のリスク、これは別に民間業者やったらあるということじゃなしに、町の事業であっても今の職員が異物混入はすることもありますし、仕入れた材料の中に入っていることもあります。これは、委託業者だからそういうリスクが高いということは、それは違うと思っておりますので、いずれにしても異物が混入しないように最善の注意を払って調理を行っていただくようお願いをしていくところでございます。

そういったことから、町としては、今までの職員を採用して給食を調理していくという継続

的なことを考えると、ちょっと困難だという判断の下で、委託という選択をさせていただいた。本当に苦渋の選択だと思っておりますけれども、そういったことで御理解を賜りたいと思っております。

○5番（田中由紀子君） 議長、すみません。

課長の答弁と町長の答弁が若干違いますので、ちょっと調整していただきたいんですけど、課長は今何かほとんどの現在と変わらない人材やもんでと言って……。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

委託業者さんの方も人材の確保に努めておみえでして、基本的にまずは園内調理の実情をよく御存じの方に引き続き残っていただけないかというところから始められたと聞いております。

その中で、各園ともお一人ずつは、今のところですけど残っていただけるようなことでお話をさせていただいているような情報は聞いております。確定ではないかも分かりませんが。ということで、全ての方が残られるとか、そもそも西保育園は1名しか今おりませんので、その方が残られても不足するわけなんです。その1名が昨年の6月以降ずっと確保できない状態、できても2か月ぐらいで辞めてしまわれる状態、ころころころと替わられる状態が続いておりますので、そのような状況では、来年度以降の業務が遂行できないということで、今回先ほど町長が申し上げましたように、委託業務のほうに苦渋の決断ということでさせていただくということでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） それでは、質問項目2の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません。指針を全面的に見直したということで、町政も広くやられまして非常にきちんと対応されたなあというふうには思っております。

私が問題にするのは、昨年の4月以降ではなく、その前の教育委員会の対応がどうだったのかということをちょっと聞きたいと思います。教育長さんは、その当時は見えなかったもので、大変申し訳ないんですけど、特に先生方の異動が短期間であるという点では、このパワハラ防止の周知徹底について、やっぱり特に注意を払う必要があったのではないかと、防止という点についていうと注意する必要があったのではないかと、というふうに思います。

それで、法律ができましたのが2020年6月ですね。2020年6月にいわゆるパワハラ防止法というのが成立しておりまして、2022年4月から全企業を対象に防止対策が義務化となったということで、結局そのさなかで起きた問題なんですね、これね。やっぱり教育委員会としての防止の取組がどうだったのかということが問われると思いますので、その辺何年かで交代されていく、全く新しい方が見えるという中で、防止対策はどういう在り方がいいのかということ

をお伺いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊勝敏君） 改定前のパワハラの手針、今議員の御指摘があったように国の法律が定められた施策が出された後、関ヶ原町教育委員会としてもパワハラの手針の防止の対策の手針を持っていました。したがって、昨年の4月以前のところについても、そのパワハラの手針に沿って当事者ないし、その訴えがあった者等から調査をしたりとか、聞き取り等を確実に実施しておったところでございます。

しかしながら、そのパワハラの手針の中に、さらに相談の窓口はどこであるのかをきちっとすること、あるいはパワハラの内容について、さらに具体的な事例を含めて位置づけていくこと等が少し不備なところも、不備というか足りないところもあったと思いますので、今回パワハラの手針を改定させていただき、新たに周知したところでございます。

議員御指摘のように、町の職員も学校について2年、3年とか短いサイクルで替わってまいりますので、先ほど申しましたパワハラの手針に対する対応及び特に相談の窓口については、毎年度、年度初めに校長を通じて周知するとともに、事ある対応の研修会等においても、私のほうからも職員にその旨、伝えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 続きまして、項目3の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） やすらぎで100名を想定しているというふうに言われました。それで、結局一般の避難所指定にもなっているということで、スペース的に大丈夫なのかなというふうに思ってそれを聞きたいのと、ちょっと場所の問題でいうと旧関ヶ原病院の南病棟ですか、あそこが避難所としては、福祉かどうかは別として、避難所として使えるのではないかなというふうに思うんですが、その辺をお伺いしたいのと。

今、県議会が開かれておりまして、せんだって一般質問が行われておりまして、その中で、プライバシーを守るための間仕切りなど女性らが必要とする資機材を備えたモデル避難所を各市町村に1か所整備するため、50万円を上限に購入費を補助する。2023年度は14自治体分の700万円を予算計上し、9市町が活用、当初は2025年度までの3年間で全42市町村での実施を見込んだが、能登半島地震を受けて早期の整備が必要と判断、2024年度当初予算に、残る33自治体分の1,650万円を盛り込んだということで答弁があったみたいなんですけど、この14自治体の中に関ヶ原町は入っているのかどうかということと、各市町村にモデル避難所を1か所整備するということで、これを活用されてはどうかというふうに思うんですが、お伺いします。

それから、あと水の問題なんですけど、タンクの水を現地の避難所に持っていくのにタンクで

運搬するというふうに言われたと思うんですが、結局、飲料水もそうなんですけど、生活用水が結構皆さん能登半島地震を見ていると大変だなあと。トイレに流すとかという御苦勞、そういうことも大変だなというふうに見えたので、そのタンクで足りるのかということは思うんです。何か水槽があると伺ったんですけど、その水槽はどういうふうに使われるのかと。その水槽を増やすことが必要ではないかというふうに思いますが、お伺いします。

それから、体育館のエアコンについては、この本当に異常な猛暑、本当に命に危険が及ぶ猛暑の中で、学校の教室についてはエアコンが全国でも設置、整備されましたが、今度はやっぱり体育館だということで今全国的にも進められようとしていますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと数値的なことは、後ほどにさせていただいて、まず最初に福祉避難所の関係でございますけれども、地震とか、そういう大災害が発生した当初においては、福祉避難所という区別は多分できないと思います。取りあえず避難できるところへ避難していただくと。その後、若干落ち着いた段階で福祉避難所、二次避難所という形の仕分をさせていただいて、それぞれ移動していただくということになろうかと思います。

その中で、南病棟というお言葉が出ましたけれども、今現状、南病棟は建物はきちっと残っておりますが、暖房施設等はございませんので、そういった南病棟が使えるということが分かれば、残っていれば使うということも選択肢の一つだというふうに考えられると思います。その時点での考えということになると思いますが、一つの選択肢ということで御提案ありがとうございます。

それから、県のほうの関係のちょっと今14自治体に入っているかどうか、ちょっと私も知りませんので、後からということでございます。

それから、モデル避難所につきましては、どこにつくるかというスペース的な問題もございますので、これはちょっと検討しながらやっていかないと、軽々につくるとか、そういうこともちょっとできませんので、規模、内容等を確認した上で検討させていただきたいと思っております。

それから、タンクの関係ですけれども、これについては、やはり飲料、やはり人にとっては水は命をつなぐために大事でございますので、それを生活水に転用するということになったら限られた水量でございますので、ちょっとそれは難しいと思っております。そういったことから、生活用水については別途確保する方法を考えなければいけないということになりますが、現在聞きますと組立て式の水槽が1トン分しかないと。1トンでは本当にもう足りない、全然用は足せないという状況でございます。これについては、どういう方法が確保できるのか。こ

の1トンを幾つ増やしてもすぐになかなか水を確保するのが難しゅうございますので、そういった場合における対応というのは、今まだ検討していません。それについては、今後検討しながら、何とか生活用水等を、これはもう川の水でもきれいであれば使っていただけるということになろうかと思っておりますので、そういった水を確保する方法というものは、別途検討していくことになろうかと思っております。

それから、体育館のほうのエアコンでございますが、確かに真夏の状態の中で避難するとかになると非常に大変でございますが、関ヶ原町においては、今学校のほうの体育館もエアコンはないという状況でございます。町体ももちろんございません。そんな中で、エアコンを整備するとしたら、やはり学校のほうを優先的に考えるべきではないかなと私は思っておりますが、やはり費用とまた後々の維持費ですね、燃料費とか、そこら辺もどんなぐらいになるのか。国のほうは7割は設置まで、あとの運営管理についても7割くれば非常にありがたいんですけども、多分それはないだろうと思っておりますので、そういったことを十分考えながら今後検討するかどうかは考えていきたいと思っておりますので、今たちまちにつくるという返答はできませんが、その点御理解を賜りたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

先ほど県の補助事業のお話です。その記事については私も紙上のほうで承知をしております。

現在のところ予算的な部分の反映をしておりませんので、その14の中には当町は、今現状は入っておりませんが、県のほうとしても、42市町村進めていくというようなことでしたので、今後そういう照会等が来ると思っておりますので、そういう場合については、当然積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（谷口輝男君） それでは、再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 能登半島にも職員の方を支援員として派遣されて大変御苦労だと思っております。新年度予算にも新たに備蓄品を増やすということも盛り込まれているようですが、その辺、今回の能登半島地震通じて町としてどういう思いになったのかということも含めて、最後伺いしたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 能登のほうへ今現在10名、週末にまた2名行って12名になると思っておりますが、今まで職員のほうが行っております。保健師も1人行っております、そういった帰ってきた都度、報告をいただいております。その中で、やはりどういった状況であるとか、自分

が何をやってどういうふうにしたとか、そういうのは聞いておるところでございます。全てが同じというわけではございませんが、やはり現状、職員が行った段階では非常に悲惨な状態だという感想を持っておりますし、やはり緊急に体制を組まなきゃいけないということで十分なことができていない、行った都度、そういった課題があるというようなことも聞いております。

そういったことについて、やはり一つ一つ記憶しておりますが、残しておるといのか聞いておりますが、それについて、今後もそれを参考に町としては対応すべきであろうと思っておりますし、また今被災地の方、本当に御苦労されているという状況でございますので、町としても長期とかという形はちょっと無理ですが、短期的に職員が回せる範囲で、また今のところ町のほうは職員が自主的、半分自主的に行っているという状況でございますけれども、本当に行ける範囲で何とか支援、協力をさせていただければというふうに思っておりますので、またその費用関係ですね、また議員のほうにも御理解賜りながら積極的にやっていきたいと思っております。

いずれにしても、こういった災害ですね、起きたときに資源として何が残る、使える資源が残るかというのは、その都度その都度の状況でございますので、そういったことも十分に調査して何が使えるかと、何が足りないかということは、本当に早急に把握して発信していかなくちゃいけないし、不足がしたというときには積極的に、こういうことをやろまいかという話で取り組んでいかないと十分な体制を組めないという話を聞いております。そういったことに注意しながら、今後進める機会があれば進めていきたいと思います。

○議長（谷口輝男君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

続きまして、6番 松井正樹君。

〔6番 松井正樹君 一般質問〕

○6番（松井正樹君） 議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

次期町長選について。

今3月議会は予算議会であります。議会初日において、一般会計予算53億9,480万円、特別会計、企業会計を含めた総予算90億1,560万円が提案されております。特に目玉事業としての認定こども園の新設や町民体育館の耐震改修工事をはじめ、人口減少に対応するための自治会のブロック化等、1年間で完結することのできない事業が数々あります。

そこで、単刀直入にお伺いいたします。

次期の町長選挙まで9か月程度であります。令和6年度の予定事業内容を踏まえまして、4期目出馬のお考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御質問について答弁させていただきます。

今定例会に提案させていただいております令和6年度の予算につきましては、人口減少問題を見据えて子育て支援の充実を図る拠点を整備する工事をはじめ、生活基盤の整備、充実、岐阜関ヶ原古戦場記念館を核とした観光施策の重点的取組、またデジタルトランスフォーメーションの推進等、懸案事項が山積する中で、限られた資源を有効に活用すべく、意を払いながら予算を編成したところでございます。

町の事業は、基本的には総合計画に掲げている事項を創意と工夫を持って具体化していくことにあると思っておりますが、山積する課題の中から事業を選択し推進していくことが町長の責務であると考えております。

私も公約を掲げ3期目の町政を担わせていただき、ある程度の成果を上げることができましたのも、町民の皆様の御指導、御援助、また職員の協力があったのたまものと厚く御礼を申し上げるところでございますが、今期においては、新型コロナウイルス感染症の対応が長く続いたことで十分な取組ができなかった行政課題が多々残っております。私といたしましては、残る任期に全力を尽くすことは当然としても、次の町長選挙を前向きに捉え、この課題を実現していくために4期目を視野に入れて議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔6番議員挙手〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 私は、本日までの西脇町政の3期11年を大いに評価し、認める一人であります。

今須小中学校の関小、関中への統合、関ヶ原診療所において事業転換と組織改革を行い、看護小規模多機能型居宅介護施設会を開設、現古田岐阜県知事との良好な関係の中での古戦場記念館建設、運営における当町への観光客の集客増大、そして、また岐阜県町村会副会長また西南濃町村会長の就任による各町、首長間のまとめ役としての存在、頼もしい限りであります。

冒頭申し上げました認定こども園、町民体育館耐震工事、自治会のブロック化等の継続事業を成功裏に終えるためにも、今後の西脇町長に期待をしております。ぜひ出馬していただけるものと確信いたしました。私自身も大いにバックアップしていきたい。この町、関ヶ原をさらに前へ進めていただきたいと申し上げ、私の一般質問といたします。

○議長（谷口輝男君） これで、6番 松井正樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時23分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第16号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第3、議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、議案第17号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、議案第18号 関ヶ原町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第6、議案第19号 関ヶ原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第20号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第22号 関ヶ原町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、議案第23号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第24号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第25号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第25号 関ヶ原町ひとり親等応援手当支給条例の制定についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第26号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第26号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第27号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第27号 関ヶ原町立保育所児童通所費助成に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第28号 関ヶ原町立小学校児童通学費助成に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第30号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第31号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第31号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第32号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第19、議案第32号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第33号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第20、議案第33号 関ヶ原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第34号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第21、議案第34号 関ヶ原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第35号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第22、議案第35号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第36号から日程第32 議案第45号までについて（委員長報告・質疑・討

論・採決)

○議長（谷口輝男君） 日程第23、議案第36号 令和6年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから日程第32、議案第45号 令和6年度関ケ原町農業集落排水事業会計予算までを一括議題とします。

この10議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 子安健司君。

○予算審査特別委員会委員長（子安健司君） それでは、お許しを得ましたので、予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第36号 令和6年度関ケ原町介護サービス事業特別会計の繰入金についてから議案第45号 令和6年度関ケ原町農業集落排水事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、令和6年3月7日午前9時より役場大会議室において委員全員の出席によって開催いたしました。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のための出席者は、西脇町長、藤田副町長、高木企画政策課長をはじめ、所管の各担当課長、職務のための出席者は、谷口議長、関東議会事務局長、小寺書記であります。

審査は、各担当課長から概要の説明を受けた後、質疑を行い、予算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託を受けました10議案につきましては、議案第37号 令和6年度関ケ原町一般会計予算及び議案第38号 令和6年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数により原案のとおり可決するものとし、その他の8議案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定して、午後4時1分に委員会を終了いたしました。

なお、附帯意見として、次の事項に留意して取り組まれることを求めるものであります。

本町の令和6年度一般会計当初予算は、依然として厳しい財政状況が続く中、53億9,480万円と過去最高規模となっております。このことにより歳入では、1億円の地方交付税の増額、約5億円の基金の取崩しのほか、過疎対策事業債も約9億円の借入れ等、多額な依存財源による予算編成となっております。

予算の執行に当たっては真に必要なものか十分に検討すると同時に、最少の経費で最大の効果を上げる工夫をし、さらに実施効果の検証と評価をして、その結果を十分生かされるよう求めるとともに、限られた財源の中、特に大きな事業を進める場合、対事業においては支出を抑制するなどスクラップ・アンド・ビルドを念頭に置いた財政運営を図られることを求めます。

これまでと同様、過疎地域持続的発展計画を着実に推進し、持続可能な行政運営を目指すた

めにも施策の必要性、緊急性を十分吟味して計画的な過疎債の活用を図ること。

また、著しい人口減少対策をはじめ、将来を見据えた優先順位の高い施策への取組、さらに各課においては、町長をトップに職員一人一人が危機感と当事者意識を持って施策に取り組まれることを強く要望いたします。

以上、本委員会の審査において出された意見について真摯に受け止め、今後の財政状況等を見極めつつ、計画的かつ適正に執行されることをお願い申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（谷口輝男君） これより委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより順次、討論・採決を行います。

日程第23、議案第36号 令和6年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第37号 令和6年度関ケ原町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第37号 令和6年度関ケ原町一般会計予算案について、反対の立場で討論を行います。

今予算では、認定こども園の給食調理業務委託料約3,200万円が計上されています。子どもの給食は保育と一体的であること、安全で安心なおいしい給食を提供する責任は町にあります。一般質問で述べてきましたように民間委託ではリスクもあり、その保証がされないと考えます。

また、予算は委託料が3,200万円と委託前の1.6倍になります。であれば、正職員化で人材を確保するのが必要だというふうに考えます。給食調理業務の委託は賛成できません。

よって、この予算が含まれます令和6年度の一般会計予算に反対いたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 私は、議案第37号 令和6年度関ヶ原町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度関ヶ原町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ53億9,480万円とする前年度比10億1,200万円増額の予算規模となっております。歳入を見ますと地方交付税は1億円の増額が見込まれるものの、町税は若干の減少が見込まれる等、これまで同様、自主財源の確保が厳しく、大変厳しい財政状況にあります。

一方、町長が目玉とされる認定こども園の新設、町民体育館の耐震改修工事のほか、診療所の安定経営や上下水道の生活インフラの安定した運営などをはじめ、町総合計画に基づく各種施策の推進等、限られた財源の中で必要な町民サービスの提供を行う予算となっております。

本町では、複数年にわたり継続する事業や諸問題が山積しております。新年度の予算執行に当たっては、地方交付税の動向、基金残高等の推移を十分に認識され、将来の財政予測も実施された上で過疎対策事業債も計画的に活用するなど適正・的確に事業が遂行されるようお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第38号 令和6年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計の予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 議案第38号 令和6年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

今予算の保険料は、前年度比973万4,000円の増となっています。保険料の均等割額が3,389円の増、4万9,412円になると。それから、所得割率が0.66ポイント増で、8.9%に値上がりするということを伺いました。1人当たり平均では、前年比9,155円の大幅値上げとなるということです。

今回の値上げは、国による制度改革によるもので、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療が負担するということで、それが原因となっています。後期高齢者医療というのは75歳以上の高齢者でありまして、そのほとんどは限られた年金収入で生活しておられます。低所得者には負担が増加しないような配慮もされているようですが、その収入基準そのものが低く設定されておりまして、救済されない低所得者にとって大きな痛手だと思います。国庫負担を増やし、高齢者の負担を減らすべきだと思います。以上の理由で反対をいたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

6 番 松井正樹君。

○6 番（松井正樹君） 私は、議案第38号 令和6年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和6年度関ケ原町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億5,440万円とする前年度比420万円増額の予算となっております。後期高齢者医療制度の保険料率は医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、岐阜県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直しがされており、令和6年度、令和7年度の被保険者数、医療費、所得等の見込みや国からの基礎数値等に基づいて算定された条例案が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会において議決されたものであり、本予算はこの改定された新保険料率に基づいて算定されるものであります。

少子高齢化が進む中、全世代対応型の社会保障制度の構築と高齢者が住み慣れたまちで安心して医療を受け続けられるための改定であるという理解を求めながら、適正・的確に事業を遂行されるようお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。以上であります。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これ討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第39号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第40号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第41号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第42号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第43号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第44号 令和6年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第45号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第33、議案第46号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第46号について御説明申し上げます。

古戦場グランドデザイン策定後、史跡等、観光施設の整備を積極的に進め、本町にお越しになる観光客の方々が増加している状況です。岐阜県との連携をさらに強化し、史跡、文化財の活用を図り、魅力ある古戦場の整備を推進するため、現在の地域振興課内にある古戦場グランドデザイン推進室を廃止し、この推進室で担っておりました古戦場グランドデザインの推進や史跡及び観光施設整備及び文化財の保護に関する事務を担う古戦場活用推進課を新たに設置するため、内部組織の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきますが、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 内容についてでございますが、ピンポイントで古戦場活用推進課ということであってございますので、その辺の人員の配置と、あと、よその説明でいただいた資料なんですけれども、グランドデザイン関係事業の予算ということでありましたが、どのような

ことを令和6年度で予算との関連ですね、もし分かる範囲であればお答え願いたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 人員は、現在の人員を分割するというのが前提だけでございまして、古戦場記念館への派遣1人を含めて4名が新たに古戦場活用推進課のほうに替わるという予定で、今のところ異動を考えさせていただいている状況でございます。

内容は、今言った今までの推進室が担っていた業務をそのまま引き継ぐというのはメインでございしますが、いずれにしても人数の少ない課でございますし、今までと同じ業務をやってきたところでございますので、相互に連携をしながら事業推進していきたいというふうに思っていますので、課が別れたで違うというんじゃないしに、同じような歩調で進めていければと思っていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 予算ですけど、もちろん地域振興課の予定の予算から組むということになっていますけど、どの程度の予算規模を考えてみえるのか。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 当初予算に上げさせていただいた範囲で、それを今後、今お認めいただいた事業の範囲でそれぞれ使っていくということで、新たな科目を上げるつもりはございません。その予算の中でそれぞれ推進していく、使用していくということになっております。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第47号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第34、議案第47号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第47号について御説明申し上げます。

本議会定例会初日において一般会計補正予算の議決をいただいたところでございますが、このたび、認知症高齢者グループホームの防災改修等支援事業として、令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金において、国の第2次協議において内示があり、内示額に合わせた歳入歳出及び繰越明許費の設定等355万円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億4,659万円とする令和5年度一般会計補正予算（第9号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第47号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）について詳細説明をさせていただきます。

7ページの歳出をお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備事業費補助金355万円の減額でございます。当初予算におきまして、東町地内の認知症対応型共同生活介護施設、グループホームうららびより関ヶ原でございますが、老朽化が顕著な浴室を災害に備えて改修されることに伴う建物の施設整備補助金773万円を計上させていただいております。

今般、国の2次協議におきまして、令和5年度事業として2月29日に内示がございましたので355万円を減額し、内示額418万円を翌年度に繰り越して事業を実施させていただくものでございます。

続きまして、上にございます歳入でございます。

当初予算においては、県から交付される補助金であることから県支出金で計上をさせていただいておりましたが、内示を受け、要綱等を精査いたしましたところ国庫支出金で計上すべきことを確認させていただきましたので、県支出金773万円全額を減額させていただき、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金として、地域介護・福祉空間整備推進交付金418万円を増額させていただきます。

戻っていただきまして、5ページ、第2表をお願いいたします。

繰越明許費補正でございますが、418万円全額を繰越しさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま子安健司君ほか3名から、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。

町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを追加日程第1として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 町議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第1、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） それでは、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

本日議決されました関ヶ原町内部組織設置条例の改正に伴い、新設されました古戦場活用推進課について、これを所管する委員会を総務民生常任委員会としたいため、本条例を定めるものでございます。

内容としましては、議会委員会条例第2条第1号中、「地域振興課」の次に「古戦場活用推進課」を加えるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会前に町長より御挨拶があります。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、議案につきまして令和6年度の一般会計予算また特別会計予算等々を含めまして、32議案を提案させていただきましたが、全て慎重になる御審議の上で御議決賜りまして、誠にありがとうございました。

予算における委員会審査の中でもございましたが、非常に財政的には厳しい中で、過去最高の一般会計における予算計上をさせていただいたというところでございますが、人口減少の中で子育て支援拠点施設を整備するという中で、今後における町の人口対策等にもつなげていけ

ればというふうに思っているところでございます。

また、そのほかにつきましても、やはり町においても当初予算、特に冒頭申し上げましたけれども、入るを量りて出を制すというようなことで、何とか効率的な予算執行に向けて節約できるものは節約しながら効率的な事業運営を図って成果を上げていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後につきましても議会の皆様と一緒に関ヶ原町の事業推進に向け、福祉のしっかりしたまちづくりに向けていきたいというふうに思っております。職員一同、また令和6年度に向けて頑張ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） 以上をもちまして、令和6年第2回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時01分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 松 井 正 樹